# 共同生活援助事業所コージーガーデン

# 重要事項説明書

2025年 7月 | 日改訂

社会福祉法人 優輝福祉会

# 重要事項説明書

# 共同生活援助事業所コージーガーデン

あなたに対する共同生活援助サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなた に説明すべき内容は次の通りです。

# I. サービスを提供する事業者

名		称	社会福祉法人 優輝福祉会
所	在	地	広島県三次市吉舎町吉舎 606 番地
電	話 番	号	0824-43-3121
代	表者氏	名	理事長 森重 利夫
設	立 年	月	平成2年12月13日

# 2. 利用施設

事業所の種類	共同生活援助事業所 平成 29 年 7 月   日指定
事業所の名称	共同生活援助事業所 コージーガーデン
事業所の所在地	〒729-6211 広島県三次市大田幸町 10266 番地 4
電 話 番 号	0824-66-2611
ファックス番号	0824-66-2839
ホームページ	https://www.yuukifukushikai.com/
メールアドレス	cozy@yuukifukushikai.com
定員	6名
事業所番号	3421950050
開所年月日	平成29年8月1日
管 理 者	熊原晋司
サービス管理責任者	柳田 美恵
サービスの実施地域	三次市、庄原市
主たる対象者	知的障害者及び精神障害者及び身体障害者

# 3. サービスの目的・運営方針

	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができる
目的	よう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居
H DY	において、利用者の心身の状態に応じて、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効
	果的に行います。
宝兴士公	必要なときに必要な援助を提供し、地域との結びつきを重視し他の社会資源との連携
運営方針	に努め、関係法令を遵守します。

1

#### 4. サービスに係る設備の概要

		部屋数	備考
居	室	6室	全室個室
共同生活室	(食堂)	I	
台	所	6	全室設置
便	所	6	全室設置
浴	室	6	全室設置

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の配置状況及び勤務体系等

令和6年4月1日現在

	職	和	重		員 数	勤務形態
管		理		者	1名	常勤
サー	- ビス	、管理	11 責任	壬者	1名	常勤
世		話		人	4名	非常勤4名 常勤換算で利用者数を4で除した人数以上
生	活	支	援	員	2名	常勤   名・非常勤   名

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、 上記の職種の職員を配置しています。

# 6. 営業日と営業時間

営業日:毎日

営業時間:24時間

# 7. サービス提供の内容

# (1)訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
	利用者一人ひとりが充実した日常生活を営むことができるよう、要望等を
   個別支援計画の作成	もとに必要な支援を行うための個別支援計画を作成致します。又、日中系障
個別又版計画の作成	害福祉サービス事業所等と連携を取り、要望に沿ったサービス提供に結びつ
	けます。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適
TH 談及U·1友助	切な相談、助言、援助等を行います。
食事・入浴・排せつ	食事・入浴・排せつに関する援助を必要に応じて行います。
	身だしなみ、清潔さには注意を払います。利用者の好みにより、希望があれ
着替え、整容等	ば付き添って購入します。季節による衣替え、整理、整頓に関する援助を行い
	ます。
活動支援	地域行事への参加を促進します。地域商店への単独買い物等を支援し、自主
活動支援	性を育てます。

				常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。
また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもっ		また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き		
健	康	管	理	継ぎます。
	利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配		利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配	
				慮します。(付き添い料がかかる場合があります。)
入院等に関する支援		士坛	職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行います。但し、入院時支援加	
		又仮	算の算定内とします。	

#### (2)訓練等給付費対象外サービス内容

	サービスの内容	金額
	希望により食事の提供をします。	朝食 300 円/日
	(朝食7:30~、昼食 I2:00~、夕食 I8:30~)	昼食 600 円/日
食事サービス	※低所得者の場合、軽減措置適用の場合もあり。	夕食 600 円/日
	栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、手作りの食事	
	を提供します。	
家賃		40,000円/月
光 熱 水 費		5,000円/月
居室電気代	※共通	実 費
洗 濯 代		100円/回
日常生活上必要と	利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂くことが	実 費
なる諸経費	適当であるものに関わる費用をいただきます。	
社会生活上の便宜	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利	無料
の供与等	用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を	
の 供 子 守	得て代行します。	
その他	サービス提供記録等の複写代	10 円/枚

#### <サービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者に対し説明を行い、同意(署名等)をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

#### 8. 利用料金

# (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の I 割の額を事業者にお支払いただきます。

なお、応能負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害 福祉サービス受給者証をご確認ください。

 1		
報酬単価の算定要件	単位数	
共同生活援助サービス費(I)(6:١)		
各支援区分に応じて基本単位を算定します。		
区分6	600	単位
区分5	456	単位
区分4	372	単位
区分3	297	単位
区分2	188	単位
区分   以下	171	単位
共同生活援助サービス費(Ⅱ)体験利用の受け入れ		
各支援区分に応じて基本単位を算定します。		
区分6	717	単位
区分5	569	単位
区分4	481	単位
区分3	410	単位
区分2	290	単位
区分丨以下	273	単位
退居後共同生活援助サービス費	月につき	
(退居後)(退居後、3月を限度)	2,000	単位
利用者が世話人等の支援を受けながら、地域の集合住宅、一戸建て		
住宅において複数人で共同生活する場や支援サービスを国から指		
定受けている場合に算定します。		
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	月につき	
(退居後)(退居後、3月を限度)	2,000	単位
高次機能障害者支援体制加算	41	単位
高次機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配		
置している場合に算定します。		
ピアサポート実施加算(I 月につき)	100	単位
指定のピアポート研修を修了した障害や難病のある・または過去		
に合った職員などを配置し、ピアサポートとして支援を実施した		
場合に算定します。		
退居後ピアサポート実施加算(I 月につき)	100	単位
地域生活や就労を継続する上での不安の解消、生産活動の実施に		
向けた意欲の向上などへの支援を充実させるためピアサポートに		
よる支援を実施した場合に算定します。		
夜間支援対象利用者加算(Ⅲ)	10	単位
夜間支援対象利用者5人の場合算定します。		
		1

	区分 4 以上であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、よ		
	り手厚いサービスを提供するため従業者を加配するとともに一部		
	の従業員が一定の研修を修了した場合に算定します。		
	日中支援加算		
	(Ⅰ)高齢又は重度(65歳以上又は障害支援区分4以上)の利用者が		
	住居以外で過ごすことが困難である時、当該利用者に対して日中		
	に支援を行った場合に算定します。		
	(Ⅱ)利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用する		
	ことができない時に、当該利用者に対し、日中に支援を行った場合		
	に算定します。		
	日中支援加算(I)日中支援対象利用者   人	539	単位
	日中支援加算(I)日中支援対象利用者2人以上	270	単位
	日中支援加算(Ⅱ)日中支援対象利用者   人 区分 4、5、6	539	単位
	日中支援加算(Ⅱ)日中支援対象利用者   人 区分3以下	270	単位
	日中支援加算(Ⅱ)日中支援対象利用者2人以上 区分4、5、6	270	単位
	日中支援加算(Ⅱ)日中支援対象利用者2人以上 区分3以下	135	単位
	集中的支援加算		
	状態が悪化した強度行動障害者を有する児者への集中的支援を行		
	った場合に算定します。		
	集中的支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)	1,000	単位
	集中的支援加算(Ⅱ)	500	単位
	自立生活支援加算(I)(6月を限度に   月につき)	1,000	単位
	自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500	回につき 500	
	単位を加算)		単位
	退居後の相談支援を評価し入居中に2回まで、退居後   回まで算		
	定します。		
	入院時支援特別加算(月   回を限度)		
	イ)入院期間が3日以上7日未満		
	当該月における家族等の居宅等における入院期間(入院の初日及	月1回につき	
	び最終日を除く)の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合若しく	561	単位
	は入院期間が7日以上の場合月I回限度とし算定します。	月1回につき	
		1,122	単位
	帰宅時支援加算(月   回を限度)		
	イ)外泊期間が3日以上7日未満		
	当該月における家族等の居宅等における外泊期間(外泊の初日及	月1回につき	
	び最終日を除く)の日数の合計が 3 日以上 7 日未満の場合若しく	187	単位
	は外泊期間が7日以上の場合月I回限度とし算定します。	月1回につき	
		374	単位
	長期入院時支援特別加算	122	単位
1	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院等		

	への入院を要した場合、共同生活援助事業所の世話人等が、共同生		
	活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院等を訪問し、		
	当該病院等との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の		
	支援を行った場合に   月の入院期間(入院の初日及び最終日を除		
	く)の日数が2日を超える場合に当該日数を超える期間について算		
	定します。但し、入院時支援特別加算が算定される月は算定しませ		
	$h_{\circ}$		
	長期帰宅時支援加算	40	単位
	共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合		
	に   月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く) の日数が2日を		
	超える場合に、当該日数を超える期間について、I日につき算定し		
	ます。		
	地域移行個別支援特別加算	670	単位
	特定の利用者に対してサービスを実施し、職員の資格や研修など		
	の体制を満たしている場合に算定します。		
	精神障害者地域移行特別加算	300	単位
	精神病院等に   年以上入院していた精神障害者に対して、地域で		
	生活するために必要な相談援助を精神保健福祉士、社会福祉士等		
	が実施することを評価し算定します。		
		200	24 / <del>1</del>
Ш	強度行動障害者地域移行特別加算	300	単位
	障害児者支援施設に I 年以上入居していた強度行動障害に対して、		
	地域で生活するために必要な相談援助を強度行動障害支援者養成		
	研修修了者等が実施することを評価し算定します。		
	強度行動障害者体験利用加算	400	単位
	強度行動障害を有する者が地域移行の為に体験利用を行う場合、		
	強度行動障害者支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修		
	了者を配置している場合に算定します。		
	医療連携体制加算		
	医療機関との連携等により看護師による、日常的な健康管理を行		
	ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等		
	の体制を整備している場合に算定します。		
	医療連携体制加算(I)医療的ケアを必要としない利用者に	32	単位
	Ⅰ時間未満		
	医療連携体制加算(Ⅱ)医療的ケアを必要としない利用者に	63	単位
	I 時間以上 2 時間未満		
	医療連携体制加算(Ⅲ)医療的ケアを必要としない利用者に	105	単位
	2 時間以上	125	
	医療連携体制加算(IV)(I)利用者が I 人	800	単位
	医療的ケアを必要とする場合		

医療連携体制加算(IV)(2)利用者が2人	500	単位
	300	平 四
医療的ケアを必要とする場合		
医療連携体制加算(IV)(3)利用者が3人以上8人以下	400	単位
医療的ケアを必要とする場合		
医療連携体制加算(V) 利用者数で按分した単位数を算定	500	単位
医療連携体制加算(VI)	100	単位
医療連携体制加算(VII)	39	単位
通勤者生活支援加算	18	単位
利用者に対して、調整や相談・助言及び金銭管理について日常生活		
の支援を行っている場合に算定します。		
新興感染症等施設療養加算(月5回を限度)	240	単位
新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う		
病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療		
養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要		
件を設ける場合に算定します。		
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数	
月の基本サービス費と各種加算額の合計額   4.4%を算定します。	×加算率(14.4%)	単位
福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用		
となります。		

#### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容(2)訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

#### (3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の | 日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日のI日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額) | 朝食300円 昼食600円 夕食600円

#### (4) 利用料金とお支払方法

月ごとの包括料金としてご請求いたしますが、お支払方法は、前記(I)(2)(3)の料金は月ごとに包括料金としてご請求します。尚、Iヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額となります。お支払方法は翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替

※ご利用できる金融機関:郵貯銀行、JA三次各支店、広島みどり信用金庫

#### <利用者負担の減免について>

(I) 月ごとの利用者負担は応能負担として、家計の負担能力やその他の事情をしん酌して政令で定めた月額負担上限額(但し、負担能力におうじて設定される月額負担上限額よりもサービスに係る費用の | 割に相当する額の方が低い場合には、当該 | 割に相当する額) として設定されます。

(2) 特定障害者特別給付費(補足給付)の支給

生活保護・低所得 I・2 の方を対象として家賃の実費負担を軽減するための補足給付が支給されます。補足給付費は家賃を助成対象として | 人あたり月額 | 万円を上限とされています。

# 9. 利用者の記録及び情報の管理等

- (I) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容 を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
  - ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8:30~17:00です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。 但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

#### 10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名:
	診療科:
	主治医:
	所在地:
	電話番号:
緊急連絡先	住 所:
	電話番号:
	携带電話:
	氏 名:
	続 柄:
緊急連絡先2	住 所:
	電話番号:
	携带電話:
	氏 名:
	続 柄:

#### 11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(I) 要望·苦情·虐待等申立先

	・苦情・虐待窓口担当者:柳田 美恵
	・苦情・虐待解決責任者:熊原 晋司
当事業所	・ご利用時間:8:30~17:00
ご利用相談窓口	・電話番号:0824-66-2611
	· FAX: 0824-66-2839
	・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
第三者委員	上杉千恵美 電話番号 0824-73-0559 歌手

	奥 易之 電話番号 0824-88-2548 無職
	宮崎 文隆 電話番号 0824-66-2317 団体役員
三次市福祉事務所	·所在地:広島県三次市十日市東 3-14-1
社会福祉課障害者福祉係	· 電話番号:0824-65-2051
	·所在地:広島県広島市南区比治山本町 12-2
広島県運営適正化委員会	· 電話番号:082-254-3419
	· FAX: 082-569-6161

# 12. 協力医療機関

医療	療機関の名	S称(I)	高場クリニック
医	院長	名	高場 憲夫
所	在	地	三次市三良坂町三良坂 877-5
電	話 番	号	0824-44-2057
診	療	科	内科

医療	機関の名	3称(2)	三次中央病院
医	院長	名	永 澤 昌
所	在	地	三次市東酒屋町字敦盛 531 番地
電	話 番	号	0824-65-0101
診	療	科	外科、整形外科、内科ほか

# 13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途定める消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の
一口寸でノ部川水	方も参加して実施します。
	・自動火災通報機 有 ・誘導灯 無
) 防災設備	・消火設備(スプリンクラー) 有
70 火 政 (	・非常通報装置 無・消火器 有
	・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日: 令和2年10月21日
<b>冶粉計画</b>	防火管理者 : 今井 耕平
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。
	加入保険会社名:損害保険ジャパン株式会社
	加入保険内容:社会福祉施設総合損害補償

# 14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。こ
設備・器具の利用	れに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあ
	ります。
喫 煙	全館禁煙です。

	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の
貴重品の管理	できない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願い
	します。
宗教活動、政治活動、営	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政
利活動	治活動及び営利活動はご遠慮ください。
	職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)、職
	員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけた
職員に対する	り、おとしめたりする行為)及び職員に対するセクシャルハラスメント
暴力行為等	(性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)は、厳に
	慎んでください。

# 15. 入退居についてご留意いただく事項

入 居	① 入居の申し込みに必要な書類を提出後、利用者に適切なサービスを提
	供するため、心身の状況や生活歴・既往歴などを把握させていただきま
	す。
	② 入居が決定した場合、当事業所のサービス提供に係る重要事項を説明
	の上、あらためてご本人・ご家族の意向を確認します。
	③ 利用契約を行います。利用契約期間は障害福祉サービス受給者証の訓
	練等給付費支給決定期間と同じです。
退 居	① 利用者は当事業所に対し 14 日前までに文書で通知を行った場合には、
	この契約を解除できます。
	② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反
	した場合、利用者やご家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った
	場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除で
	きます。
	③ 入院期間が30日以上継続し、退院の目途が立たない場合、契約を解除
	していただきます。病状回復後、再度入居を希望される場合は、改めて
	入居の申し込みをしていただきます。
	④ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく 90 日以上遅延し
	た場合、利用者が本契約が継続しがたいほどの背信行為を行った場合、
	退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する 30 日前
	までに、ご本人・ご家族に文書にて通知します。
	⑤ 利用者が亡くなった場合。

指定障害者福祉サービス共同生活援助事業所コージーガーデンのサービス提供及び利用の開始に際 し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 : 社会福祉法人 優輝福祉会

事業者住所: 広島県三次市吉舎町吉舎606番地

事業所名 : 共同生活援助事業所コージーガーデン
代表者氏名:理事長 森重 利夫

説明者職名: 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者福祉サービス共同生活援助事業コージーガーデンのサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者) 住所: \_\_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_ (代筆者) 住所: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_ 続 柄: \_\_\_\_ (代筆理由: \_\_\_\_\_) (代理人又は立会人) 住所: \_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_